

上海市人民政府

楊雄市長：

CC：上海市商務委員会

CC：中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

CC：浦東新区人民政府

（時候の挨拶）

2013年の「中国（上海）自由貿易試験区」設立当初以降、今年で4回目となる日系企業の中国（上海）自由貿易試験区に対する要望書を別添にて提出いたします。

本要望書の作成にあたっては、当地日系企業が一丸となり、上海日本商工クラブ内にタスクフォースを立ち上げて、ジェトロ上海事務所及び在上海日本国総領事館と連携して取りまとめました。

本要望書は、日系企業の率直な意見が盛り込まれた「日系企業の声」であり、今後の上海自貿区の制度設計に是非とも反映していただき、このような変化が今後のより多くの日系企業の進出につながっていかれることを期待しております。

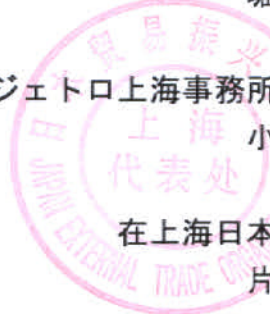
多くの日系企業は、中国経済の変化に合わせた新規ビジネスの展開を検討する中で、上海自貿区での規制緩和措置の活用を真剣に検討しています。しかし、当局から公布される関連通達の多くが条文の読み込みだけでは不透明であり、中には記述ぶりが複雑かつ曖昧で業界の専門家でさえ理解困難な条文もあります。

つきましては、別添の要望書を基に、業種毎（通信や化学品、食品など）に少人数での実務的な意見交換会の開催を強く要望します。関係者で出席いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

2016年12月21日
上海日本商工クラブ理事長
堀越 秀一

ジェトロ上海事務所首席代表
小栗 道明

在上海日本国総領事
片山 和之



中国（上海）自由貿易試験区要望書

2016年12月21日

上海日本商工クラブ

ジェトロ上海事務所

在上海日本国総領事館

中国（上海）自由貿易試験区（以下、上海自貿区）は設立から3年を迎えた。3年間で上海自貿区は、ネガティブリスト管理の構築、政府機能の転換、事中事後の監督管理、サービス業・金融分野の開放、国際レベルに達した利便性の高い投資・貿易、効率的な監督管理、規範化された法制度の面で多くの成果を上げてきたと言える。日本企業も、銀行業、物流業、観光業、ゲーム機などで規制緩和によって生み出された新たな制度を活用したビジネスを展開している。

しかし、新たな制度には、常に監督管理と関係当局による行政認可証などの批准がつきまとい、行政手続きの面での利便性が必ずしも高くないとの声が多い。

昨年、我々は47の要望事項を提出した後、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会から書面にて回答いただき、「一つの窓口での一括受理制度の全国への拡大」や「外貨から人民元への任意の兌換」などの要望事項が実現したことを高く評価しているが、依然として未解決の要望事項も多くあるところ、新たな要望事項に加えて、一昨年、昨年に続く要望事項も併せて提出させていただく。

総論：実感できる改革実現のために

上海自由貿易試験区において「自由貿易」を実感できる改革を試験し、これを全国に波及させるとの理念を歓迎し協力を行っていくべく、今般、4回目となる要望を提出する。

「1. 市場開放の拡大」、「2. 通関」、「3. 金融」、「4. 法制度改革の改善」の各分野に関する以下の具体的な要望事項につき、今後の更なる自由度拡大の検討に役立てて頂き、共に発展を期したい。

1 市場開放の拡大

（1）国有企業改革

上海自貿区では、企業へのサービス向上のために、「一つの窓口での一括受理制度の全国拡大」に加えて、「上海自由貿易試験区投資服務中心」が新設された。行政ホールには相談窓口が設置されているのみならず、「上海自由貿易試験区投

資服務中心」が、上海自貿区でのコンサルタントサービスを提供しており、日本企業の間でも大いに役立っている。

他方、上海自貿区エリアの不動産管理や進出企業へのコンサルタント業務、越境E Cの決済システム、C F S（混載貨物専用倉庫）業務などを上海市系国有企業が担っており、上海自貿区の規制緩和によって制度を利用する企業が増加すればするほど、こうした国有企業の利益につながる旧態依然としたシステムが存在している。中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）コミュニケ及び2015年8月24日に國務院から発表された「国有企業改革の深化に関する指導意見」においても国有企業改革が打ち出されており、「同指導意見」では、「競争性の業務の開放」を促進し、市場化を進めるとの方針が示された。今後、国有企業改革の一環として、不動産管理と進出企業向けコンサルタント業務の分離独立などを通じて、国有企業と開発区行政が一体化した旧来型の開発区的な発想から脱却したシステムを構築していただき、しがらみのない「自由貿易試験区」建設に努めていただくよう要望する。併せて、越境E Cの決済システムやC F S業務の新規参入の認可も前向きに検討いただきたい。

（2）既存規定を調整した上での「先行先試」

昨年、上海以外でも、広東省、福建省、天津市で自由貿易試験区が設立され、また、越境E Cに関しては、杭州に加えて、天津や上海市、広州市、深セン市など12都市で「跨境電子商務総合試験区」が設立された。

これらの実験都市の中でも、上海市は全国に先駆けて規制緩和を行っていく「先行先試」の役割を担っていると承知している。

しかし、天津自貿区では、ファイナンスリース業について、ファイナンスリース業に対する印紙税の免税が先行して導入されるなど上海自貿区よりも規制緩和が進んだ時期があった。越境E Cについても、上海市では国有企業がシステム業務を独占しており、市場開放が進んでいないが、重慶市では内外資無差別で市場が開放されている。こうした中、上海ではなく、天津や重慶を選択する企業が出てきている。

「先行実施、先行実験」が上海自貿区の使命の一つと承知しているところ、既存の通達と調整したうえで、上海自貿区では、他の地域に先駆けて、行政手続きの簡素化や規制緩和を推進していただきたく、例えば、以下の点につき、「先行実施、先行実験」として上海自貿区での規制緩和をお願いしたい。

まずは、後述の食品分野と危険化学品の入庫規制である。金融面について言えば、ネットィングの利用が進んでいない。この根本的な原因は、外貨管理局に対して国際収支申告の際に一件毎に報告しなければならない手間が残っているためであり、国際収支の申告が求められるのは、貨物代金決済（経常項目）

の管理・規制が残されているためと推察する。現状、「核銷制度」は変更されたことで、個別決済時に照合確認を行わないものの、一定期間の通関データと決済データの突合せを求められる管理方式が存在しており、この既存制度が、ネットィング利用の障害になっていると考えられる。この貨物貿易モニタリングに加えて、ネットィングを行った場合、輸出増値税還付を受けられないという税制面の問題が発生することも懸念される。

（３）役所間の調整の推進

改革に積極的な機関と旧態依然に近いままの監督権限を持つ機関との間の足並みが完全に統一されていない。一見すると開放されたように見える分野においても、実は、資格要件が厳しく、監督管理を目的とした指導や報告が多く煩雑で、これらが「見えない壁」となっている。このため、ビジネス展開に時間と労力を要し、上海自貿区を使った新規ビジネスの障害になり、利用が進まず、結果として改革の実感が得られないとの現状がある。

例えば、また、銀行業以外の金融業、例えば、ファクタリング業の外債調達について、商務部門の規定では認める旨記載がある。しかし、外貨管理局が外債登記を認めないため、実質的には不可能である。中国人民銀行からは、上海自貿区のFT口座を通じて人民元外債調達は可能との回答があるものの、用途が制限されており利便性は依然低いため、「中国（上海）自由貿易試験区独立勘定オフショア融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則」により、外債調達の規制緩和が進んでも利用が困難に陥っている。

我が国においても、各役所間の調整には膨大な労力と時間を要するため、困難を伴うことは承知している。上海自貿区では、新たな試みとして、工商局、質量監督管理局、食品医薬監督局、価格監督の検査機能を統合した「市場監督管理局」が創設されて、担当者によって判断が異なる問題などの解決が図られた。各機関（中国人民銀行と銀监会・外貨管理局、商務部と発展改革委員会、海関総署と国家質量監督検験検疫総局、文化部と国家新聞出版広電総署等）が一体となって足並みをそろえるようなこうした行政改革を引き続き進めていただくよう期待している。また、国家級指導者の直轄下に上海自貿区管理委員会を置くことで、同管理委員会の権限を強化するなどして、「見えない壁」の撤廃、つまり、資格条件のハードルの引き下げや行政管理の簡素化（報告や指導の削減）にも努めていただきたい。

（４）危険化学品保税倉庫業務

2015年10月10日に「10月19日より外高橋保税区内にある危険化学品保税倉庫に入庫する危険化学品の通関手続きを暫定的に停止する」旨通知

が掲示された。

同通知による停止命令の法的根拠は曖昧であるものの、これを受けて、昨年10月19日から現在まで、上海自貿区内工場向け原料以外の危険化学品の入境備案（進境备案）が税関から止められ、保税貨物の入庫がストップしている。上海自貿区内の工場については、危険化学品を取り扱う生産工場は少ないものの、輸入可能であったものが、2016年8月8日からストップされた。

危険物を含めた化学品全般は我々の日常生活で利用している製品のほとんどに多少なりとも使用されており、多数の日本企業が安全規制を遵守しつつ化学品の生産・流通・使用することで社会に貢献している。生産効率化が求められる中、各社は「Just in Time」の生産システムで在庫を極力減らす体制をとっており、今般の暫定措置は、基層をなす危険物を含めた化学品の供給に支障を来しており、外高橋港に加えて、最近では洋山港でも、通関・保管ができなくなることにより、コスト上昇を招くなど多くの産業に多大な影響を与えている。実際、現場では、すでに相当な値上げ（最大3倍）が実施された。

上海は中国最大の港であり、相当量の危険化学品の輸入は不可避であると考えられ、我が国企業も最先端の管理手法を本国から上海市に導入してきた。

製造各社が中国での安定した経営活動を維持し、発展することで貴市の経済成長に貢献していくために、暫定措置を一刻も早く解除し、原状を回復いただくようご調整いただきたい。

（5）国際サービス貿易に係わる納税手続き

中国国内に所在する企業が、中国国外で役務提供を行う場合、サービスの受益者が国外にある場合には増値税が免税となる規定があるが、実務上、当該免税規定が適用されず課税されるケースがある。一方で、役務提供地である諸外国でも当該役務提供について付加価値税が課税され、結果として二重課税が生じるおそれがある。

付加価値税は役務提供地で課税されることが一般的な取扱いと認識しているところ、上海自由貿易試験区に進出する日本企業等一部の企業では、実際に二重課税が生じている企業がある現状を踏まえ、増値税の課税方法について、役務提供地での課税が徹底されるように法規による一層の明確化と二重課税が生じないような実務上の方針徹底を要望する。このような法改正により、国境を越えたサービス提供等の付加価値が高い企業活動がより活発になり、結果として中国企業の収益増加とそれに伴う企業所得税の増加が期待できるものと考えられる。

（6）批准手続きの簡素化

「先照後証」によって企業設立期間が29日から4日に短縮された。この工商部門の手続き簡素化を高く評価する声が多いが、会社設立後に事業展開をするために必要な各種批准手続きの要件は旧来のままである。

- ・ 「行政認可証」

例えば、公演マネジメントや医療など特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」取得の困難さが旧来と変わらない。現場では、実務的に言えば、試験区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと「行政認可証」の取得が難しいところ、「行政認可証」の取得の要件緩和及び期間短縮を要望する。

- ・ コンテンツ

コンテンツ上で使用のできない表現が明文化されておらず、企業は申請毎に担当部局から指導を受けて修正を迫られるため、批准を得るまでにかかなりの時間を要している。このため、まずは審査要件を明文化していただき、その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置を採用頂くよう要望する。

(7) 区外の一般企業と同様のインボイス取扱

上海自貿区税務当局から自由貿易区に設立された会社に対して、インボイスのプリンターやVATインボイス及びそのプリントのオペレーションを上海自貿区市場（インボイスをプリントする特殊エリア）内で行わなければならないと要求されている。この管理方式は、企業によるインボイスの不正取扱を避けて、税務当局の監督管理を強化に有利となるが、一般会社にとっては、インボイスを発行したい時、タイムリーに処理できなく、その都度、上記「市場」にスタッフをわざわざ派遣しなければならず、時間のコストを高め、運営に非効率と不便をもたらしている。

については、上海自貿区に設立される企業が、インボイスが自由貿易区「市場」内では発行できないという現在の通知を撤廃して区外一般企業と同じように、国家のインボイス発行管理規定に沿って、自社で管理、社内にインボイスのプリンターを置いて印刷できるよう緩和していただきたい。

(8) 輸入規制緩和

○食品

現在、安全で高品質な日本の農水産品に対する中国人消費者の購買意欲が高まっており、訪日観光を通じて、多くの中国人観光客が我が国で日本の食材が人気を博している。

輸入規制が緩和されれば、中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供するこ

とができるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にもつながり、中国の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できると考えられる。

さらには、より多くの日本の輸入産品が中国市場で取引されれば、物流・流通や衛生管理分野で日中両国企業の民間協力が活性化し、中国国内のコールドチェーンや食品管理システムが一段と改善されるなどの効果も期待される。上海市では、全国に先駆けて自由貿易試験区が設置され、国際水準に合致した貿易・投資ルール整備のため、輸入貨物の区内搬入手続きや検査検疫手続きの簡素化が進展しているところ、試行措置の一環として、日本産品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を進めていただきたい。

- ・ 10都県産品の輸入規制の撤廃

福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、現在10都県産の食品及び飼料の全面的な輸入禁止という世界でも類を見ない厳しい措置が執られているが、日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲まで規制を緩和するようお願いする。

- ・ 日本産品の輸入規制の緩和

口蹄疫の発生を受け輸入が規制されている乳製品、口蹄疫・BSEが原因となっている肉類、また、指定工場での精米・くん蒸処理が求められている米、過去に輸入実績がないなどの理由からリンゴ、ナシのみが許可されている野菜・果物等の青果物といった品目で、依然として輸入規制が存在する。これらの輸入規制についても緩和措置の検討をお願いしたい。

○化粧品、医療品、介護用品

日本からの化粧品、医療品、介護用品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を実験的に進めていただくよう要望する。

○3C認証規制

3C認証規制の提出書類が多いため、対象となる電機ケーブルや弱電機器類などの輸入手続きが煩雑であるところ、段階的に規制を緩和いただきたい。

(9) 建設業

○受注制限

2002年12月1日に施行された「外商投資建築業企業管理規定」により、外資独資建築企業が受注できる工事は、外資出資比率50%以上の合弁プロジェクトに限定されており、国内建設投資の大多数を占める中国資本100%プロジェクトは受注できないため、日系建設会社にとっては極めて閉鎖的な市場となっている。

一方で上海自貿区の設立により、上海自貿区内に設立された外資独資建築企業は、上海市内の外資 50%未満のプロジェクトの受注が可能になった。しかし自貿区外設立企業が対象外であること、対象エリアが上海市内に限定されていること、中国資本 100%プロジェクトは依然として受注できないため、きわめて中途半端な規制緩和と言わざるを得ない。

また中国の建設会社は内資、外資ともに資質証書（建設業許可証）取得が義務付けられ、「特級」「1級」「2級」「3級」といった等級ごとに純資産や技術者数等の厳しい要件が課され、かつ建設できる建物の規模に制限がかけられている。

日系建設会社は前述の通り限られたマーケット内で過大な競争を強いられているにもかかわらず、中国の建設会社と同様の資質制限を課せられているため、不公平なビジネス環境で苦戦しており、中国市場に見切りをつけて撤退する企業も出てきている。全ては受注制限による不公平な競争市場に起因していると推察される。

日系建設会社の保有する先進的技術を中国市場で発揮し中国の建設業発展に寄与するためにも、まずは自貿区内で、さらには全国的に、より一層の規制緩和を強く期待する。

○設計の資格要件の緩和

外資建築企業は中国国内で設計業務を行う場合は中国設計会社（設計院）と合作設計しか認められていない。外資建築企業が中国の設計の資格を取得することは常駐外国人技術者の下限規制などにより、実質的には不可能である。海外の先端的なデザイナーが自由に活動できるように、設計の資格要件の緩和を検討いただきたい。

（10）通信

○通信分野については、2014年と2015年の過去2度にわたり提出した要望事項に対して直接的な回答を頂けていないため、今回もこれまでに提出した要望事項を引き続き要望するとともに、それら要望事項に対し直接的にご回答いただくことを強く要望する。また、今年度の新規要望事項として、1点を追加する。

【参考】2015年10月15日付け要望書における要望事項（項目のみ抜粋）

- ①インターネット接続サービスの解禁
- ②インターネットデータセンター（IDC）業務の解禁
- ③通信エリア限定の撤廃
- ④付加価値電信業務に係る詳細な制度設計の更なる推進と情報提供の実施
- ⑤MVNOの解禁

⑥「2015年版ネガティブリスト」における付加価値電信業務に係る記述（確認）

【新規追加要望事項】

⑦ICPライセンスの緩和

・ある企業が自社商品のみならず他企業の商品を自社のホームページ上で販売するEC事業を行うためには、経営性ICP（Internet Content Provider）ライセンスが必要と認識しているが、自由貿易試験区に設立した企業（外資企業を含む）については、非経営性ICPライセンスで可能となるよう緩和いただきたい。

○通信分野の規定については、上記⑥の『「2015年版ネガティブリスト」における付加価値電信業務に係る記述（確認）』に加え、「市場ネガティブリスト草案」（2016年3月2日公布 国家発展改革委員会・商務部）についても確認事項がある。「市場ネガティブリスト草案」は「2015年版ネガティブリスト」を上書きするものではなく、両者が並行して存在しているものと認識しているが、「市場ネガティブリスト草案」では、通信分野の各通信サービスはすべからく「参入制限類」に掲載されているところ、どちらのネガティブリストが適用されて、結局のところ各通信サービスについて具体的にどのような規制内容になっているかが不明である。ついては、各通信サービスについて具体的にどのような規制内容なのかを1つずつ確認したい。

○上記の要望事項及び確認事項への回答を含め、通信分野において具体的にどのような手続きによってどのような通信サービスが可能となるのか等について詳細に意見交換・情報交換を行うため、自由貿易試験区管理委員会のみならず、通信分野を所管する当局も含めて説明会を開催して頂きたい。なお、説明会は、単に一方的に発言する形式ではなく、実務担当者レベルで相互に質問・応答しあう形式を希望する。

（11）出版

○販売会社と流通会社

出版社（電子書籍を含む）について外資規制があり、中国国内で外資が出版社を設立することができない。また流通については、合併等であることが条件となっているところ、当該規制の緩和・撤廃を要望する。

（12）教育

○早期教育や小中高大の就学分野

現状、外国語や技術教育など職業研修の緩和にとどまっていることから、よ

り年齢層が低い早期教育や小中高大の就学分野における規制も、例えば、独資での会社設立の認可などを認めていただくよう要望する。また、規制緩和の際にはエリア制限を設けないようお願いしたい。

(13) 職業仲介サービス

○独資での進出

現状、外資系企業の職業仲介機構は、合併規制が設けられているため、独資での進出を試験的に認めていただきたい。

(14) 投資管理

○外資系企業の上場

株式制の外資系投資会社の設立が認められたが、肝心の外資系企業上場のための規制緩和が実施されていないところ、外資系企業上場のための緩和措置を要望する。

○投資性会社の規制緩和

現在、投資性会社の設立には3000万米ドルの最低資本金が要求され、地域統括会社設立のネックとなっているため、上海自貿区に登録する場合、このような最低資本金制度の緩和を行っていただきたい。

(15) 資源リサイクルビジネスの促進

○リサイクルビジネス助成金導入

資源リサイクルビジネスの健全な発展のために参入条件を明確化いただくとともに、リサイクルビジネスの育成を目的に助成金導入などを検討いただきたい。

(16) 環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化

○審査期間の短縮

各種事業に係る環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化のために、専門機関へ許認可の権限を委譲するなどの改善措置をご検討いただきたい。

(17) 越境EC

試験的措置として上海自貿区では国有企業「跨境通」を通さないと越境ECの業務が事実上難しい状況である。杭州でもある大手EC企業が市場を独占しているが、重慶市や広州など一部の都市では、参入障壁が低く、新たな企業が参入しており、越境ECが活発になりつつあると聞く。国外商品の電子商取引

が活発化する中、よりよい物流サービス提供のため、上海自貿区でも外国企業を含む一般業者の参入を認めていただきたい。

(18) 法律サービス分野

「中华人民共和国国务院令【外国律师事务所驻华代表机构管理条例】(第338号)」に基づくと、外国の弁護士事務所(合弁を含む)は、中国人弁護士を雇用できないことになっている。しかし、外国の弁護士事務所でも、中国人弁護士が中国の弁護士資格を持ちながら就業することが認可され、中国人弁護士が外国の弁護士事務所の名義で法的な意見書を提出できる、さらに、訴訟もできるようになれば大きな進展といえ、企業のビジネス活動の環境整備にも貢献できる。このため、外国の弁護士事務所(合弁を含む)が中国人の弁護士を採用できるように【外国律师事务所驻华代表机构管理条例】を調整した上で、来年のネガティブリストで撤廃いただくなど、上海自貿区で実験的に規制緩和を実施いただきたい。

(19) 自動車

○出資比率規制の撤廃

自動車製造分野の外資投資は現在50%に制限されている。上海自貿区で自動車生産工場を作る際には、独資での投資を認めていただきたい。

(20) 一段のエリア拡大

本年4月から、上海自貿区のエリア拡大が実施されたが、一方で、例えば外高橋物流園区2期や浦東新区の一部のエリアは自由貿易試験区として認定されていない。上海自貿区の対象エリアを浦東新区全体などより大胆に拡大いただきたい。

(21) 業種毎の説明会

製造、建設、通信、コンテンツ、通関、金融、法律、食品など業種毎の交流会を実施したいと考えているところ、交流会の参加などについてご協力いただきたい。

(22) 内外無差別

ネガティブリストとは、外国の企業が上海自貿区で事業展開をする際、制限・禁止される分野を列挙したものであり、ネガティブリストに記載がない分野は外資系企業に内資系企業同様の市場開放がなされる。しかし、内国民待遇の扱いであるはずが、建築業など一部項目では内外無差別が進んでいない。

また、本年、新たな問題が浮上している。天津、上海、福建、広東の4つの自貿区では、外資企業向けネガティブリストが先行運用されているが、本年から、全国版「ネガティブリスト」（実験版）も4省・直轄市で先行適用された。発展改革委員会は、「4自貿区の外資系投資企業は、いずれのネガティブリストも順守する必要がある」と指摘しており、当面、4省・直轄市の外資企業は2種類のネガティブリストによる二重管理を受ける形となっている。手続きが煩雑であるため、早急に整理いただきたい。

2 通関

上海自貿区において31もの通関関連改革措置を打ち出したことは評価できるが、運用が徹底されていないことから、打ち出した制度が十分に機能していない面がある。また、新制度の利用や税関特殊監督管理区域において一部の企業に利益が集中する仕組みが存在し、不公平な市場が形成されているところ、速やかに是正すべきと考える。具体的には以下のとおり要望する。

なお、上海が「貿易の中心」として発展するためには、他地域よりも「大胆に試し、大胆に改める」ことを実行し、最終的には完全なる一線の開放を行い、上海自貿区と港の一体化、一体的運用を行うことが望ましいと考える。

(1) 先入区、後通関

○先入区、後通関を行うライセンス取得申請が一部の企業は窓口レベルで止まっている一方、一部の企業は速やかに許可が認められているため、運用面での格差を是正していただきたい。

○制度上は簡易な申告をもって即座に貨物を引き取ることが可能とされているが、検閲検疫局による商品検査に時間を要するため、貨物の早期引取りができないところ、改善願いたい。

(2) 区内自行運輸

○企業の物流コストを低減させる上で有効な制度であるが、上海自貿区を構成する4つの税関特殊監督管理区域間のみの運送に適用が限定されている。更なる物流コスト低減のため、同一税関特殊監督管理区域内、税関特殊監督管理区域と港、税関特殊監督管理区域と上海市外を含む他のエリアとの間の運送についてもその適用を拡大することを要望する。

○税関特殊監督管理区域間の保税運送に関し、出発地を管轄する税関と到着地を管轄する税関の双方の許可を要求されるところ、出発地を管轄する税関の許可のみをもって保税運送を許可いただきたい。

○利便性向上のため、混載便に関しては、自貿区への搬入に際して複数の荷主の貨物を1台のトラックで搬入できるようにしていただきたい。

(3) 通関手続付属書類の簡素化

○取引契約書やパーチェスオーダー等が存在しない取引においても、一律に書類の提出を求められるところ、ビジネスの実態に即し、運用の改善を図られた

い。

(4) 「ワンストップ」 申告・検査制

○税関とC I Qの検査と申請が重複する。一本化できるものは一本化していただきたい。現状、「単一窓口」を利用しづらいため、税関とC I Qの検査時期を税関許可前か許可後に統一していただくとともに、C I Q職員を税関に連れて行く手続きなどを簡素化していただきたい。

○浦東空港の税関特殊監督管理区域内の輸出に関し、民航総局等における安全検査としてX線ゲートを通す必要があるが、ゲートが狭いこともあり検査待ちの貨物で溢れている。安全検査に関しても税関とC I Q同様の効率的な検査をお願いしたい。

(5) 集中一括納税

○集中一括納税制度を利用するための前提となる担保について、税関は保証金あるいは保証状を貨物担保とすることを認めたとあるが、担保に係る費用が高いなど担保を使いづらい面があるため、手続き面での簡素化を希望する。

○関税の後納制度であるが、税単の発行時期が税関担当者により異っているため、税単の発行時期の明確化（たとえば輸入許可後5日以内）をお願いしたい。

(6) ゲートの電子自動化管理

○税関特殊監督管理区域外を結ぶゲートの通行可能な時間帯が限定されているところ、リードタイムの短縮を図るため、24時間通行可能とすることを要望する。また、ゲートの通行可能な時間帯は税関の通関業務時間と連動しており、税関の通関時間を「必要に応じて」延長する現行制度よりも進んだ、恒常的な延長をお願いしたい。

(7) 一区登録・四区経営

○一つの税関特殊監督簡易区域に登録さえすれば、新たに法人を設立する必要はないとのことだが、他の三つの税関特殊監督管理区域における税関業務の実施が確実に担保されるよう、税関当局は関係機関との調整を行っていただきたい。

(8) 利用する業者の指定

○保税区から混載貨物を再輸出する場合、税関指定のC F S（混載貨物専用倉

庫) 業者を利用する必要があるところ、その費用が高く、貨物が損傷を受けるリスクも高いことから、利用するCFS業者の自由化をお願いしたい

○リードタイム短縮のために制度利用のニーズが高い航空貨物について、グラウンドハンドリング業者の倉庫で荷捌きした後、税関特殊監督管理区域へ直接輸送することができるのは一部の特定の事業者のみとなっている。一般の事業者への開放など選択肢を増やしてほしい。また、運行の優先順位などで運用の格差を感じることもあり、この点も改善していただきたい。

(9) 税関特殊監督管理区域の機能の統一

○自由貿易試験区を構成する4つの税関特殊監督管理区域の機能はそれぞれ異なるところ、「自由貿易試験区」という統一の名称に合わせ、その機能の統一を図るべきである。

○とりわけ、外高橋保税区を経由する輸出貨物について、実際に船積みされるまで輸出者は増値税の還付を受けることができないところ、企業の資金圧力緩和のため、輸出貨物の外高橋保税区搬入の時点で増値税の還付機能を持たせることを要望する。

(10) 通関一体化の早期拡大

○長江デルタ地域の通関一体化により、一定の利便性向上につながっているが、更なる利便性の向上のため、「通関一体化」の動きが早急に全国に拡大されることを希望する。現状、制度は出来たがシステム不備等で機能していない部分があるため運用面での改善を求める。

(11) 事前教示の確立

○輸出入に関し、品目分類や関税評価、必要書類や検閲検疫局による検査項目等について事前に照会可能で、その回答が実際の輸出入時にも効力を有する事前教示の確立をお願いしたい。

(12) 制度周知等

○通関に関する制度変更が、事前通知・正式通知もない状況で実施されることがあり、混乱を招いている。制度変更を行う場合には、対応準備のための十分な時間的余裕をもって、税関ホームページに文書で掲載する等配慮願いたい。また、窓口の税関職員が制度変更を理解していないケースも散見されるところ、職員に対しても周知徹底願いたい。

○現在でも通関に関する各種相談を受ける税関ホットライン 12360 はあるが、上海自貿区による規制緩和や新方針についての問合せには十分な回答が得られない。上海自貿区に特化した専門性のある人材を揃えたホットラインの開設をお願いしたい。

○上海自貿区における 3 1 の通関関連改革措置について、具体事例を踏まえた研修の機会を提供いただきたい。

3 金融

上海自貿区の金融関連改革については、「一線は開放し、二線はコントロールする」との方針の下、上海自貿区と海外との資金の流れを自由にした上で自貿区と中国本土との資金の流れを規制しようとしている。これは、香港を通じた資金の流れと基本的に同様と考えられる。日系企業が自貿区に進出するにあたっては、香港と上海自貿区の違いが明確になり、金融面において香港を通じた資金の流れより、上海自貿区を通じた資金の流れの方が使い勝手が良いことが明らかになる必要があると考える。そのうえで具体的には以下を要望する。

(1) 自由貿易 (FT) 口座

○「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」第14条において、自由貿易口座を通じて、経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー資金決済を行うことができるとされているが、上海自貿区と中国本土の資金のやり取りについては、資金用途を限定して管理するのではなく、各銀行において、上海自貿区と中国本土間の資金移動総額が一定額以上となる場合に制限をかけるような管理手法にすることを要望する。

○昨年2月から、FT口座を通じた人民元・外貨オフショア調達が可能となり、また、本年1月からは純資産に基づく調達も可能となった。その結果、域内企業は、投注差による外債管理及びいくつかの外債管理モデルとの選択をできるようになったが、現状日系企業は借入枠が大きく、外貨も選択できるFT口座を通じた資金調達を選好している。一般企業のFT口座を通じた借入限度額は、現状資本金の2倍となっているが、企業の外債調達ニーズは引き続き大きいところ、限度額の拡大を要望する。

○FT口座を通じた資金調達に際しては、FT口座関連業務として当局への報告が求められているが、同時に従来からの国際送金や資本取引関係の報告も必要となっており、銀行・企業にとって負担となっているため、報告内容の簡素化もしくは一本化を要望する。

○不動産業やファクタリング業等、これまで外債調達が制限されている業種の企業から、上記のいずれかのモデルによる外債調達について関心が寄せられているところ、企業の利便性を考慮して、外債調達の対象企業が拡大されることを要望する。

(2) クロスボーダープーリング

○クロスボーダープーリングで集めた資金を使用する際には、使用用途に応じたエビデンスを確認する必要があることから使い勝手が悪いとの指摘がある。そのため、クロスボーダープーリングで集めた資金についてはより柔軟な使用を認めることを要望する。例えば、現在外貨管理局にて認定している評価の活用や、一定期間のプーリング業務実績において評価を行うこと等により、優良企業については柔軟な使用を認めるなどの制度設計にしてはどうか。

（３）投融資改革

○2013年12月に人民銀行から公表された「金融による中国（上海）自由貿易試験区建設支持に関する意見」で盛り込まれた投融資改革のうち投資分野については、未だ細則が公表されていない状況。「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」でも「一項目が成熟したら一項目を押し進める」原則に基づき、各関連部門と別途制定するとされている。上海自貿区に人民元オフショア市場を創設するためには、集まった人民元の運用方法を多様化させる必要があるため、投資分野の細則を早急に定めることを要望する。

（４）生命保険会社及び証券会社の外資独資による設立

○生命保険会社及び証券会社については、独資による設立が認められておらず、事業進出における選択の幅の制約となっている。顧客に対する多様な金融サービスを提供するためにも、上記会社の独資による設立の認可を要望する。

（５）損害保険会社

○在上海の外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

4. 法制度改革の改善

(1) 登録資本登記制度、市場主体信用情報公示システム

○企業の信用情報を補うことができる情報公示システムについて、2014年10月に「全国企業信用信息公開系統」<http://gsxt.saic.gov.cn/>が公開されたが、関係部門間での十分な連動がなされているとは言えない状況にある。また、企業の経営活動にあたり必要な情報をタイムリーに開示できるようにしていただきたい。

○一方で、部門間のシステムを連動した場合、他部門の評価が当該部門の評価に影響を与えないか懸念を感じるころ、各部門の審査独立性を確保したうえでシステムを連動させることを要望する。

(2) 下級部門への権限委譲

○下級部門への権限移譲については、非常に有益なものと考えており、中国政府が「行政簡素化・権限移譲」の全国的な推進を図っていることは評価できる。一方で、担当官の裁量による解釈、運用ルールの不一致などが起きぬよう、権限移譲にあたっては統一した解釈、運用ルールに基づいた対応をお願いしたい。

(3) 一括受理制度

○一括受理制度により手続きの簡素化、時間の短縮が図られたと認識しており、上海自貿区以外でも同様の制度が広がっていることを歓迎する。引き続き、更なる手続きの簡素化、効率化を図るとともに、全国への早期導入をお願いしたい。

(4) 知的財産権紛争解決・支援システム

○上海自貿区での取組が他の自貿区にも広がるなど先導的役割を果たしているものと評価できる。例えば、著作権管理の効率化において、国内に入った物品のうち未通関の物品の商標が侵害された際どうなるのかなど、具体的な事例を想定したうえで制度面の更なる充実化を図っていただきたい。

(5) 税務電子システム

○審査手続きの簡素化が期待でき、既に全国への導入を図る改革事項とされているところ、引き続き早期の全国への導入をお願いしたい。

(6) 電子営業許可証、電子認証システム

○（５）と同様、手続きの効率化を期待できるが、利用者は少ないと聞く。より多くの企業が使用できるよう、（５）のような他部門とのシステムの統一を図り、より利便性の高い仕組みを構築していただきたい。

（７） 外国人のビザ・居留手続き

○「中国（上海）自由貿易試験区条例」の第24条では、上海自貿区内企業の外国籍社員や中国籍社員、区内企業により招聘された外国籍出張者に対する入境、出境、在留に係る便宜を提供する旨記載されているところ、上海市では科学技術イノベーション促進政策を後押しする観点から、外国人ビザ、居留証、永久居留証（永住権）の発行基準が大幅に緩和されたことは評価できる。

他方、中国経済の生産性向上等にも貢献している日系企業を支える人材の一角を占める60歳以上や高卒や大卒の若手に対する外国人就業証の認可が引き続き取得し難い状況は続いているなど、より総合的な視点からの継続的な見直しを要望する。